

行田市防犯カメラの 設置及び運用に関する ガイドライン

平成31年2月策定

市民生活部地域活動推進課

行田市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

目次

第1	ガイドライン策定の目的及び対象	2
1	ガイドライン策定の目的	2
2	ガイドラインの対象となる防犯カメラ	2
第2	防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項	3
1	設置の目的と目的外利用の禁止	3
2	設置の範囲と設置場所の選定	3
3	設置の表示	3
4	管理責任者、操作取扱者の指定	3
5	設置者、管理責任者及び操作取扱者の責務	3
6	映像の管理と廃棄	4
7	映像の利用・提供の制限	4
8	問い合わせ・苦情等への対応	4
9	保守点検等	4
10	秘密の保持	5
11	業務の委託	5
12	個人情報保護法の遵守	5
13	運用基準の遵守	5
	<別紙 運用基準参考例>	6

第1 ガイドライン策定の目的及び対象

1 ガイドライン策定の目的

行田市では、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、平成18年3月31日に「行田市防犯のまちづくり推進条例」を施行し、犯罪のない安全で安心したまちづくりの実現を推進する上で、市や警察、団体だけでなく、市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、自主的で積極的な防犯活動に取り組んでいただいているところです。

市内で発生する犯罪認知件数は、減少傾向にあるものの、平成30年に476件の犯罪が発生しています。このような状況の中、人の目で行う自主防犯活動を補完するものとして、防犯カメラが導入されるようになってきました。防犯カメラは、24時間稼動することができ、犯罪の防止や事件の解決に有用であることは、多くの人に認識されているところです。

このように防犯カメラの有用性は明らかですが、本人の知らないうちに容姿を撮影され、目的外に利用されるのでは、などと不安を覚える方もいます。また、個人の特定が可能な場合、撮影された映像は、個人情報に該当し、プライバシーの侵害が問題になる可能性があります。

そこで、市民の皆様は、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置及び運用を図っていただくため、「行田市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定しました。

このガイドラインに沿って、防犯カメラの適正な設置・運用に努めましょう。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインの防犯カメラは、以下の項目全てに当てはまるものを対象とします。

- (1) 設置目的 犯罪又は事故の防止を目的に設置されているカメラ
- (2) 設置場所 不特定多数の人が利用する施設や場所
- (3) 対象機器 継続的に映像及び映像を記録媒体に保存する機能を備えたカメラ

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置の目的と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置者は、犯罪又は事故を防止するなどの目的を明確にし、その目的を逸脱した利用を行わないでください。

2 設置の範囲と設置場所の選定

防犯カメラで撮影された映像は、その取扱いによっては、撮影された個人のプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも設置してよいというものではありません。防犯カメラを設置する場合は、防犯効果が発揮され、かつ、不要の映像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、撮影場所、撮影方向、設置台数を定めてください。プライバシーへの配慮から私的空間が映らないようにしてください。

3 設置の表示

設置者は、防犯カメラの設置に当たり、あらかじめ防犯カメラが設置されている空間であることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内やその付近などに、防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示してください。

4 管理責任者、操作取扱者の指定

設置者は、防犯カメラの適切な映像の取扱い及び情報漏えい防止などに配慮するため、管理責任者を指定し、責任の所在を明確にしてください。また、管理責任者自ら防犯カメラの操作を行うことができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作を行わせることができます。

5 設置者、管理責任者及び操作取扱者の責務

設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めてください。

- (1) 撮影された映像を適正に保存し、管理すること。
- (2) 撮影された映像の利用や提供を制限すること。
- (3) 問い合わせや苦情に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置を講じること。

6 映像の管理と廃棄

防犯カメラの映像が外部に漏れないように、次の事項に留意し、適切な管理を行ってください。

- (1) 映像の保存期間 設置場所の状況に応じた保存期間を決め、不必要な映像は保存しないでください。
- (2) 映像加工の禁止 保存した映像の複製や加工を行わないでください。
※ 複製については、管理責任者の許可がある場合を除きます。
- (3) 映像の厳重な保管 映像を記録した記録媒体等やパソコンについては、設置場所の状況に応じた情報漏えい防止措置を行ってください。また、インターネット回線を利用して、映像の送受信を行う場合は、映像が外部へ流出しないよう特に配慮してください。
- (4) 映像の消去 保存期間が終了した映像は、上書き等により、速やかに、確実に消去してください。また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された映像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行ってください。

7 映像の利用・提供の制限

- (1) 市民のプライバシー権保護のため、次の場合を除き、撮影された映像の第三者への閲覧・提供を禁止してください。

ア 法令の規定に基づく場合

※ 法令の規定に基づく場合とは、裁判官が発する令状に基づく場合や、裁判所からの調査の囑託、文書提出命令に基づく場合等を言います。

イ 捜査機関から犯罪や事故の捜査目的による要請を受けた場合

※ 捜査機関が映像等の提出を求める時は文書によります。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

※ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合とは、認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合や災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

- (2) 上記アからウにより映像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の内容を記録するなど、適正に運用してください。

8 問い合わせ・苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情には、誠実、迅速に対応してください。

なお、あらかじめ担当者を指定しておくことも有用です。

9 保守点検等

設置者等は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行ってください。

10 秘密の保持

防犯カメラの設置者等は、防犯カメラの映像から知りえた情報をみだりに第三者に漏らしてはなりません。これは、その職を退いた後も同様です。

11 業務の委託

防犯カメラの運用業務を外部に委託する場合において、委託業者にこのガイドライン及び設置者が別に定める運用基準を遵守させ、適正な運用を徹底させてください。

12 個人情報保護法の遵守

防犯カメラに記録された映像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。

個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱ってください。

13 運用基準の遵守

防犯カメラの設置者は、管理責任者及び操作取扱者に対して、このガイドライン及び設置者が別に定める運用基準を遵守させるとともに、必要に応じて研修を実施するなど、適正な指導を行ってください。

《参考》

個人情報の保護に関する法律

「個人情報の保護に関する法律」で主に参考となる規定としては次のものがあります。基本理念（第3条）を尊重し、個人情報の保護に取り組んでください。

第2条（定義）

第3条（基本理念）

第15条（利用目的の特定）

第16条（利用目的による制限）

第20条（安全管理措置）

第21条（従業者の監督）

第22条（委託先の監督）

第23条（第三者提供の制限）

第31条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

【このガイドラインに関するお問い合わせ先】

行田市市民生活部地域活動推進課

電話 048-556-1111 FAX 048-556-3083

E-mail chiikikatsudou@city.gyoda.lg.jp（平成31年2月13日策定）

<別紙 運用基準参考例>

〇〇〇〇〇〇（地域及び施設名を記載）防犯カメラ運用基準

1 趣旨

この運用基準は、〇〇〇〇〇〇（地域及び施設名を記載）に設置する防犯カメラについて、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇〇〇における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 設置場所及び設置台数

- (1) 防犯カメラ 〇台 〇〇町〇〇×丁目×番地×号（別紙配置図のとおり）
- (2) 録画装置、モニター 一式 〇〇町〇〇×丁目×番地×号（別紙配置図のとおり）

4 設置表示

防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレート等を設置する。

5 設置者等

(1) 設置者

〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・代表者を記載）

- (2) 設置者は、防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

また、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

【管理責任者】

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・役職を記載）

【操作取扱者】

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（団体の場合は、団体名・役職を記載）

- (3) 管理責任者及び操作取扱者の責務は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラの画像及び映像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らさないこと
イ その他映像の適切な取扱いに努めること

- (4) 管理責任者及び操作取扱者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

6 映像の管理と廃棄

- (1) 保存期間 撮影された映像の保存期間は、〇〇〇〇〇とする。
- (2) 映像加工の禁止 映像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。
- (3) 保管場所 モニターや映像の録画装置及び記録した媒体は、施錠を行うなど防護された場所に保管し、適正に管理する。
- (4) 立ち入り制限 保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外

は、立ち入りを禁止する。

- (5) 映像の消去 保存期間が終了した映像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。
また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された映像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行うものとする。

7 映像の利用及び提供の制限

- (1) 防犯カメラの映像及び映像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
ア 法令の規定に基づく場合
イ 捜査機関から犯罪や事故の捜査目的による要請を受けた場合
なお、捜査機関が映像等の提出を求める時は、文書によるものとする。
ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
(2) 上記アからウにより映像を提供するか否かは、管理責任者の判断に寄るものとする。
(3) 上記アからウにより映像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の日時、内容等を記録するものとする。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この運用基準は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。